

若年性認知症の方と その家族の方々への 支援ハンドブック



平成24年3月

栃木県

はじめに

若年性認知症は、働き盛りでもある65歳未満で発症するため、ご本人やご家族の経済的負担や精神的負担が大きく、また、福祉サービスをはじめ支援体制が高齢者のものとは比べ整備が遅れている状況にあります。

栃木県は、若年性認知症の方やご家族に対する総合的支援や特性に合った介護サービスの充実、介護者に対する知識の普及と適切なケア・支援対策等の各種施策を展開する基礎資料とするため、平成22年度に県内における若年性認知症の実態調査を行いました。

その調査結果として、介護保険の利用や障害福祉サービスの利用などが低調であることや、ご本人及びご家族に対する相談機能の充実、地域における認知症に関する正しい理解を図るための普及活動の必要性などが明らかになりました。

そのため、県では、栃木県認知症対策推進会議の協力を得て、若年性認知症の方やそのご家族の方に対し、若年性認知症の正しい理解と各種支援制度について周知するためのハンドブックを作成しました。

これからも、一人でも多くの若年性認知症の方やそのご家族の方への支援につながり、ご本人や家族の方が地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して参ります。

目 次

I 若年性認知症とは	4
1 認知症とは	4
2 認知症の主な原因疾患	5
3 若年性認知症とは	6
II 本人と家族が受けられる支援	8
1 支援体制	8
2 相談窓口	9
(1) 電話相談	9
(2) 相談窓口	9
(3) 認知症疾患医療センター	9
3 医療機関の受診	10
(1) 受診はどこで	10
(2) 適切な診断を受けるための準備	10
(3) 告知について	10
4 就労支援	11
(1) 就労相談窓口	11
(2) 傷病手当金	12
(3) 雇用保険	12
5 障害者サービスの利用	13
(1) 障害者手帳	13
(2) 障害者自立支援法によるサービス	15
6 介護保険サービスの利用	16
(1) 対象者	16
(2) 要介護認定の流れ	16
(3) 申請手続き	17
(4) 介護予防サービスの種類	18
(5) 介護予防サービスの利用	18
(6) 介護サービスの種類	19
(7) 介護サービスの利用	19
7 医療費の負担軽減のための制度	21
(1) 自立支援医療	21
(2) 高額療養費助成制度	21
(3) 高額介護（予防）サービス費	22
(4) 高額医療・高額介護合算制度	22

8 所得を補助するための制度など	23
(1) 障害年金（基礎年金、厚生年金、共済年金）	23
(2) 特別障害者手当	23
9 その他のサービスの利用	24
(1) 日常生活自立支援事業（あすてらす）	24
(2) 成年後見制度	24
(3) 奨学金制度	26
10 車の運転について	27
(1) 認知症ドライバー運転の危険性	27
(2) 講習予備検査（認知機能検査）	27
(3) 運転免許	27
11 相談窓口一覧	28
(1) 認知症に関する相談	28
(2) 就労に関する相談	34
(3) 障害に関する相談	35
(4) 高次脳機能障害支援拠点機関	36
(5) 相談支援事業所	36
(6) 介護保険や介護サービスに関する相談	37
(7) 保健に関する相談	38
(8) 年金に関する相談	39
(9) 社会福祉協議会	41
(10) 運転免許に関する相談	42
(11) もの忘れ専門外来医療機関	43

I 若年性認知症とは

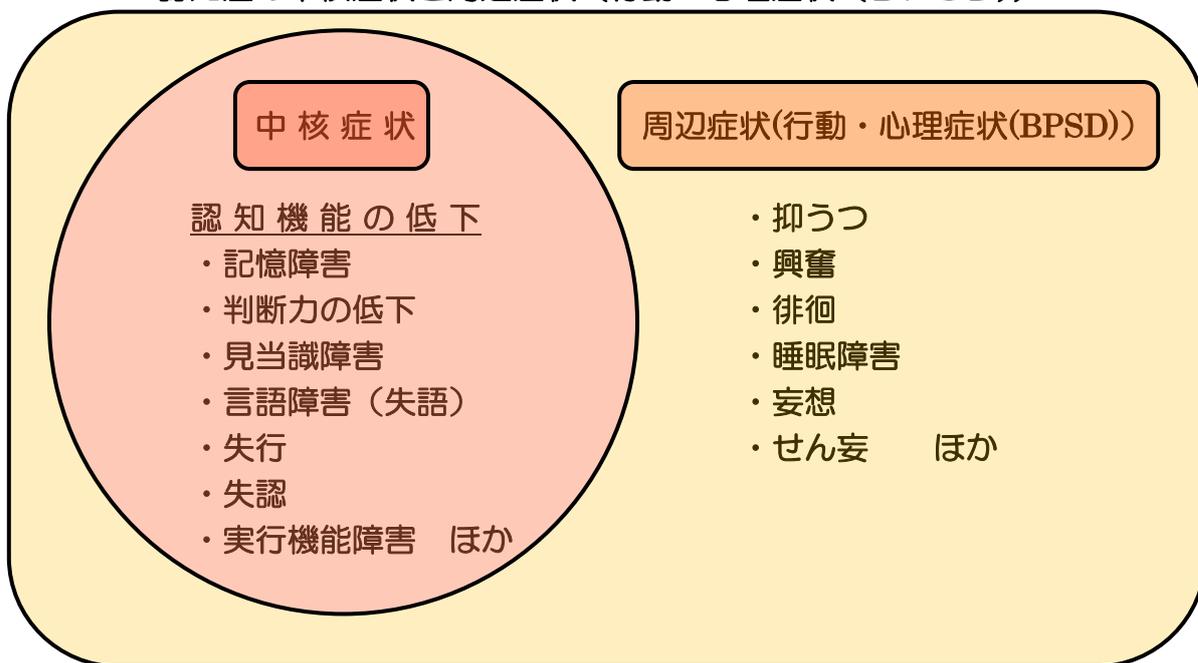
1 認知症とは

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力が低下し、日常生活にまで支障が出るような状態を指します。

脳の働きが悪くなることによって、記憶力や時間、場所の感覚が把握できない見当識障害、理解・判断力の低下、計画的に行動できない実行機能の低下、ことばがうまく使えない失語などの「**中核症状**」が現れます。

一方、周辺症状として、徘徊や暴言・暴力、興奮、焦燥、無為などの行動症状や、うつ状態や妄想、幻覚、不安などの心理症状が伴って出現します。これを「**行動・心理症状（BPSD）**」と呼んでいます。

認知症の中核症状と周辺症状（行動・心理症状（BPSD））



家族が最初に気付いた認知症の日常生活の変化

- ・同じことを何度も言ったり聞いたりする。
- ・物の名前が出てこなくなった。
- ・置き忘れやしまい忘れが目立つ。
- ・ささいなことで怒りっぽくなった。
- ・計算の間違いが多くなった。
- ・だらしくなった。
- ・いつも降りる駅なのに乗り過ごした。
- ・夜中に急に起き出して騒いだ。
- ・財布を盗まれたと言う。



加齢に伴うもの忘れと認知症のもの忘れの違い

加齢に伴うもの忘れ	認知症のもの忘れ
体験の一部を忘れる	全体を忘れる
記憶障害のみがみられる	記憶障害に加えて判断の障害や実行機能障害がある
もの忘れを自覚している	もの忘れの自覚が乏しい
探し物を努力して見つけようとする	探し物を誰かが盗ったという
見当識障害はみられない	見当識障害がみられる
取り繕いはみられない	しばしば取り繕いがみられる
日常生活に支障はない	日常生活に支障をきたす
きわめて徐々にしか進行しない	進行性である

2 認知症の主な原因疾患

認知症は、原因となる疾患を背景に起こる一つの症候群で、主なものは下記のとおりです。この中で最も頻度が高いのは、神経変性疾患によるもので、脳の障害が起こり、その機能が低下することによって認知症を生じてくるものです。

これらの原因疾患のうち、慢性硬膜下血腫や正常圧水頭症、ビタミン欠乏症などの可逆性疾患は、原因を早期に治療すれば良くなる認知症です。また、アルツハイマー型認知症は、薬で進行を遅らせることができます。認知症は治らないと思い込まないで、早期に専門医を受診し、早期に治療することがとても大切です。

1	脳血管障害	脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、ビンスワンガー病
2	神経変性疾患	アルツハイマー病、レビー小体型認知症、パーキンソン病、前頭側頭葉変性症（ピック病など）、脊髄小脳変性症、筋強直性ジストロフィー
3	感染症	脳炎、髄膜炎、エイズ、クロイツフェルト・ヤコブ病、進行麻痺
4	頭部外傷	交通事故後遺症、慢性硬膜下血腫
5	内分泌疾患	甲状腺機能低下症、糖尿病、アジソン病
6	自己免疫疾患	SLE、神経ベーチェット病
7	代謝疾患	肝性脳症、透析脳症
8	中毒疾患	アルコール依存、一酸化炭素中毒、重金属、薬物
9	遺伝疾患	ハンチントン舞蹈病、ウイルソン病
10	その他	多発性硬化症、正常圧水頭症、てんかん、ビタミン欠乏症、脳腫瘍

3 若年性認知症とは

認知症は、高齢になるとともに発症しやすくなるため、高齢者に多い病気といえますが、高齢者でなくても若くして認知症を発症することがあります。

認知症の中で、**65歳未満で発症した認知症**を「若年性認知症」といいます。

若年性認知症の世代は、働き盛りであり、社会や家庭で重要な役割を担っているために、病気によって仕事や行動に支障をきたすことは、本人や家族だけでなく社会的にも影響を及ぼします。

原因疾患によっては高齢者の認知症と比べ進行が早いとされ、また、行動・心理症状（BPSD）は興奮が最も多く、体力は保たれているため、行動障害が強く現れることもあります。



平成 21 年 3 月に発表された厚生労働省の「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」の調査結果によると、主な結果は次のとおりです。

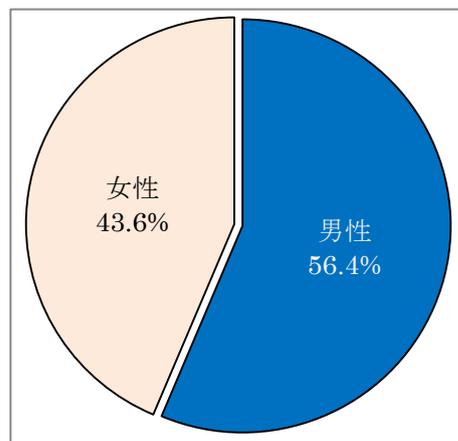
若年性認知症者数	37,750 人
平均発症年齢	51.3 歳
原因疾患	脳血管障害 39.8%
	アルツハイマー病 25.4%
	頭部外傷性後遺症 7.7%
	前頭側頭葉型変性症 3.7%

栃木県においても、平成 22 年 1 月から 6 月までを対象期間に実態調査を実施しましたが、主な結果は次のとおりです。

若年性認知症者数	456 人(男性 257 人、女性 199 人)
平均発症年齢	54.0 歳(男性 53.6 歳、女性 54.5 歳)
原因疾患	脳血管障害 39.7%
	アルツハイマー病 34.2%
	頭部外傷性後遺症 6.2%
	前頭側頭葉型変性症 3.2%

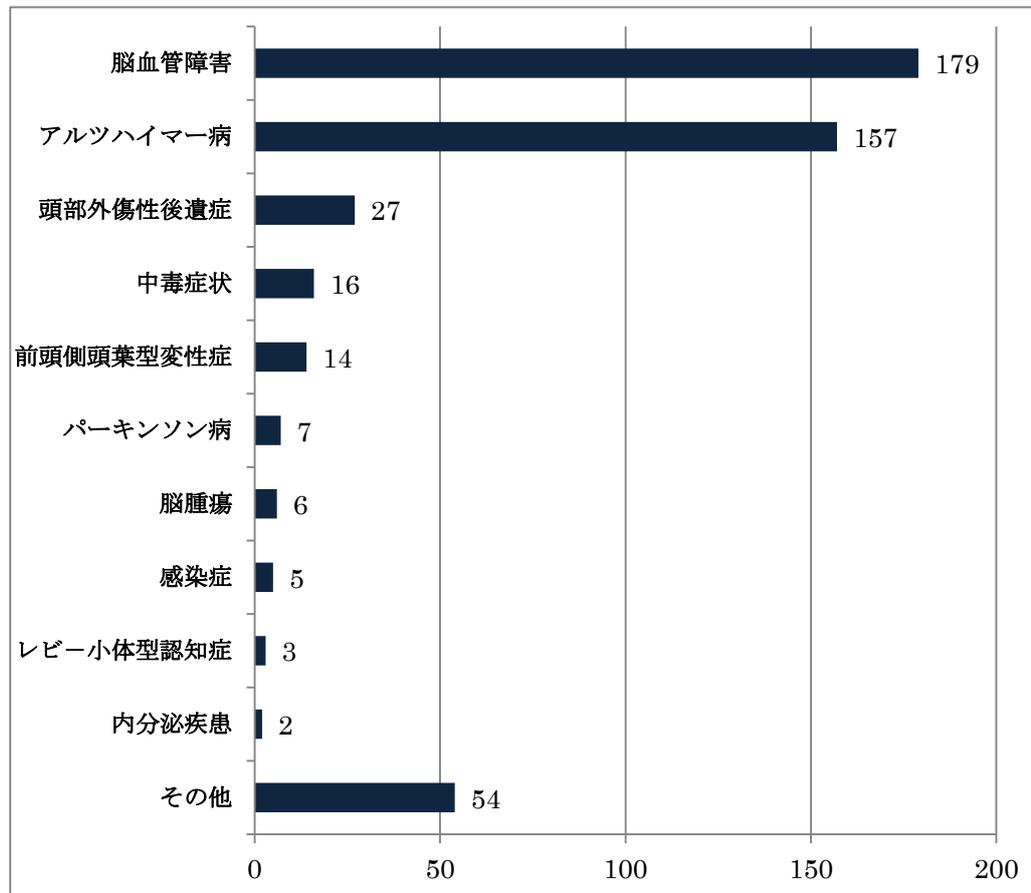
※詳しい実態調査結果はこちら <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/201106011.html>

若年性認知症者の男女比（栃木県）



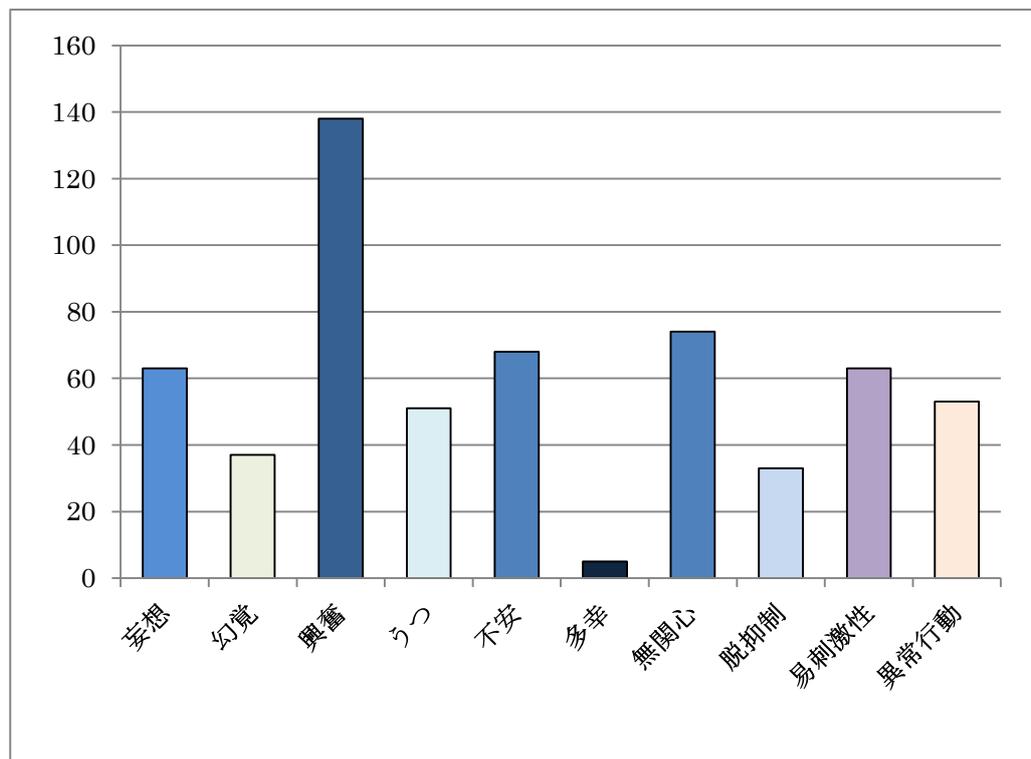
若年性認知症者の原因疾患（栃木県）

単位：人



BPSD 認知症の行動と心理症状（栃木県）

単位：人



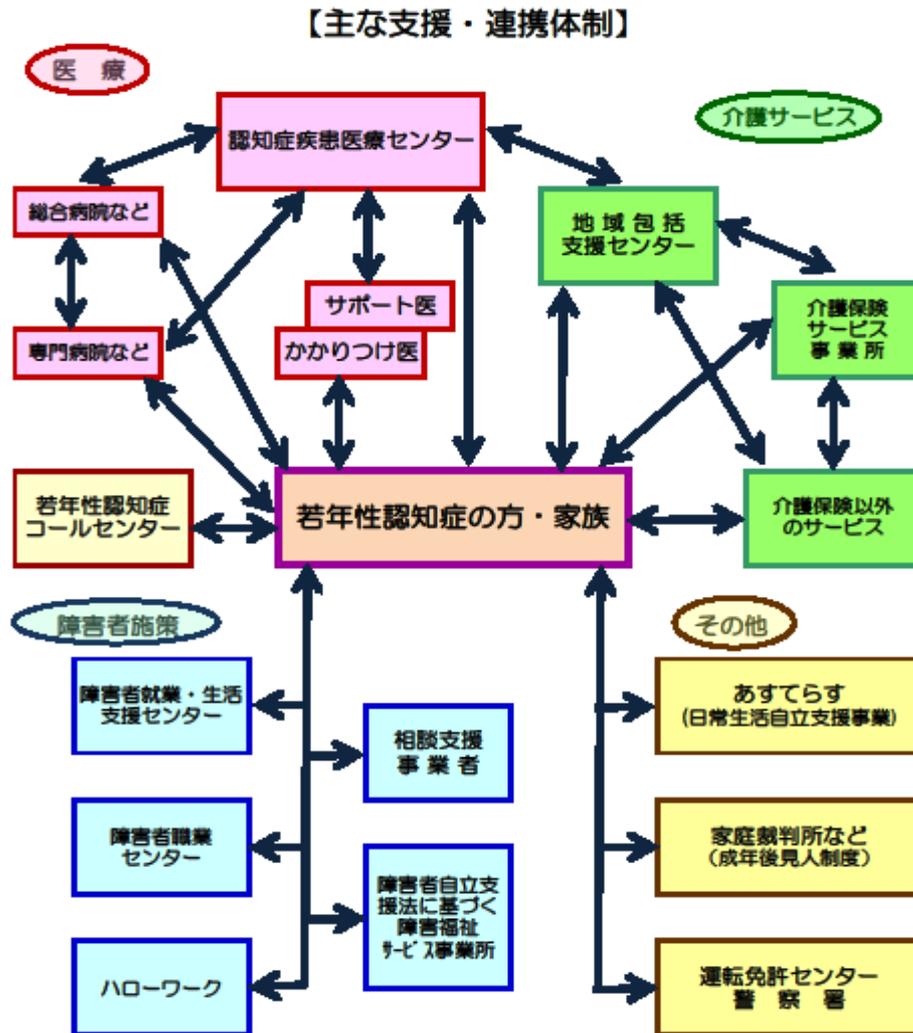
Ⅱ 本人と家族が受けられる支援

1 支援体制

日常生活の中で、前述したような変化や不安がありましたら、まずはお近くのかかりつけ医または専門の医療機関（神経内科、老年科、精神科、脳神経外科など）を受診してください。

早期に発見し、早期に治療を開始することで、原因疾患によっては回復するものがあるほか、症状の進行を遅らせたりすることができます。

また、介護、障害、就労などの行政サービスや各種の生活支援を受けるにあたって、早期に対応することが望めますので、各相談窓口を活用してください。



2 相談窓口

認知症の症状のような日常生活の変化が見られたら、家族だけで悩まずに、専門機関や相談窓口にご相談しましょう。早期に発見して早期に対応することが大切です。

【相談に当たっては】

- 相談をする際は、予め相談したいことが確実に確認できるよう、相談事項を整理しておきましょう。
- 後で問い合わせをする時のために、相談に対応してくれた方の名前を必ず確認しましょう。

(1) 電話相談

ア 若年性認知症電話無料相談（全国若年性認知症コールセンター）

認知症介護研究・研修大府センター（愛知県）において、専門教育を受けた相談員が対応します。

- ・月曜日～土曜日 10:00～15:00（年末年始・祝日を除く。）
- ・電話番号 0800-100-2707 フリーコール（無料）

イ 認知症の家族のための電話相談

認知症の人の介護を経験している**家族の会**（※）が、若年性認知症の相談にも対応しています。

- ・火・水・木曜日 13:30～16:00（毎月第4水曜日は来所相談に應じています。）
- ・電話番号 028-627-1122

※ **家族の会**（正式名称は、公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部）

公益社団法人認知症の人と家族の会は、認知症に関わる当事者を中心とした団体で、全国46都道府県に支部があります。認知症かどうか迷った場合の相談はもとより、認知症と診断された後も、交流会などに参加することにより、悩みを聞いてもらうことによって前に進むことができ、各種サービスの上手な使い方や介護についての情報を得ることができます。参加してみたいでしょうか。



(2) 相談窓口

医療や就労、介護保険、障害者福祉など、「11 相談窓口一覧」にある各機関を活用してください。（P.28～参照）

(3) 認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談などを行います。

ア	獨協医科大学病院	壬生町	電話番号 0282-87-2251
イ	烏山台病院	那須烏山市	電話番号 0287-82-0051
ウ	足利富士見台病院	足利市	電話番号 0284-62-7775

3 医療機関の受診

認知症は、脳の病気です。早期に受診、治療することで、症状の進行を遅らせることができます。

また、病気によっては、治るものもあります。認知症かなと思ったら、医療機関で診てもらいましょう。

このような症状に注意してください！

認知症のサインかもしれません。

- ・ 大切な約束を忘れる。
- ・ もの忘れが多くなる。
- ・ 簡単な問いかけに返答できず、戸惑ってしまう。
- ・ 小銭の計算ができず、1万円ばかり出す。
- ・ 同じ料理ばかり作るようになる。
- ・ 味付けが変わる。 ・ 同じものを買う。
- ・ 性格が変わったように感じる。

(1) 受診はどこで

「もの忘れ外来」や精神科、神経内科などの診療科のある医療機関や認知症疾患医療センターなどが適切です。

参考：もの忘れ専門外来医療機関（P.43 参照）

既にかかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医にまず相談してみましょう。本人が受診を拒んだ場合の対応は

- ・ 一緒に脳ドックを受けるよう誘う。
- ・ 本人が信頼している人から勧めてもらう。
- ・ どうしても本人が行きたがらない場合は、家族だけで医療機関に相談に行く。上記対応例などを参考に、あせらず、親身に受診を進めましょう。



(2) 適切な診断を受けるための準備

限られた時間の中で、日頃の状況を的確に医師に伝えるには、受診前にメモを作成しておくといでしょう。メモには、

- ・ いつ頃から、どのような症状が出始めたのか。
- ・ 本人はどのように受け止めているのか。
- ・ どのように対処していいかわからないなど、家族として困っていること。
- ・ これまで治療してきた病気や服薬状況。

などについて記載しておきましょう。

また、かかりつけ医や職場の産業医からの紹介状があれば、持参してください。

(3) 告知について

告知を希望するかどうかは、本人にとっても家族にとっても重要な問題です。

事前に、本人と家族で話し合っておきましょう。

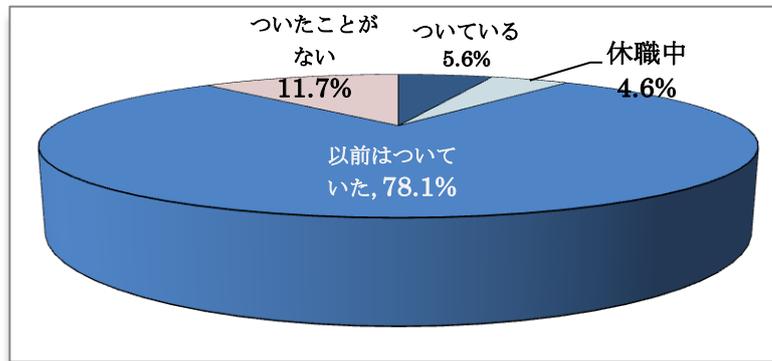
希望する場合は、家族だけで聞くのか、本人も一緒に聞くのかについても話し合い、医療機関と相談しましょう。

4 就労支援

働くということは、単に生活のために収入を得るだけでなく、人が社会の一員として自分の能力を発揮できる満足感を得る役割もあります。

しかし、65歳未満で発症する若年性認知症は、高齢者のものとは異なって、仕事や家事などに大きな影響を及ぼすことになってしまいます。

収入を伴う就労状況（栃木県調査結果）



仕事についている 23 人(5.6%)、休職中 19 人(4.6%)

就労中の場合、職場に病気であることを打ち明け、適した部署に配置転換してもらうことなどで、仕事を継続できる場合もあります。

障害者としての雇用の可能性

一般企業では労働者の 1.8%(特殊法人 2.1%、国・地方公共団体 2.1%、都道府県等の教育委員会 2.0%)以上の障害者を雇用することが義務づけられています。

(1) 就労相談窓口

ア 復職を考えている場合

医療機関や独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 「障害者職業センター」に相談するとともに、雇用主、同僚等の支援や理解を得ながら、復職を目指します。

相談窓口：栃木障害者職業センター（P.34 参照）

イ 就労の継続又は再就職を考えている場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、就労に必要な知識などを身に付けたり、ジョブコーチのサポートなどの就労を支援する制度を利用できます。

相談窓口：栃木障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター（P.34 参照）

ジョブコーチとは

ジョブコーチ（職場適応援助者）は、障害者が職場に適応できるように、障害者職業カウンセラーが策定した計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

新たな就職支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適用に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再計画や職場環境の改善を提案します。（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページより）

(2) 傷病手当金

病気休業中に、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために仕事を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。※ 会社で加入している健康保険などに加入していることが前提

ア 支給要件

病気やけがで3日以上連続して休んだ場合、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。

なお、事業主から、傷病手当金の額よりも多い報酬の支給を受けた場合には、支給されません。

イ 支給期間

支給開始後、1年6か月まで

ウ 申請先

会社などの住所地を所管する年金事務所、または健康保険組合

エ 申請書類

「傷病手当金請求書」、「労務不能であることの医師の証明」、「事業主発行の休業証明」、「出勤簿」、「賃金台帳」など

オ 退職後の取扱い

健康保険などに1年以上加入している場合は、退職後も受給できます。

ただし、傷病手当金が支給されている状態で退職することが要件で、例えば退職日に出勤すると、労務不能とみなされず継続受給ができません。

(3) 雇用保険

失業中の方の再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するための保険制度です。精神障害者保健福祉手帳などの障害者手帳を所持している方などが失業した場合には、就職困難者として給付期間が長くなっています。

なお、再就職するための制度ですので、再就職の意志がない場合には、保険給付を受けることはできません。

相談窓口：ハローワーク（P.34 参照）

ア 支給要件 (ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合、基本手当が支給されます。

(ア) ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意志があり、いつでも就職できる能力があるにも係わらず、本人やハローワークの努力によっても就職できない「失業の状態」にある。

(イ) 原則、離職の日以前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あり、かつ、雇用保険に通算して12か月以上加入している。

5 障害者サービスの利用

(1) 障害者手帳

認知症の状態によって「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」を取得することによって、生活上の優遇措置や税制上の特別措置を受けられる場合があります。

ア 精神障害者保健福祉手帳の取得

(ア) 対象者

精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持ち、初診日から6か月を経過している方。

(イ) 申請先

お住まいの市町障害福祉担当課 (P.35 参照)

(ウ) 申請書類

- ・ 障害者手帳申請書
- ・ 本人の写真（横 3cm 縦 4cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
（※次のいずれかの書類）
- ・ 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以降に作成され、作成日が申請日から3か月以内のもの
- ・ 年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し、同意書
- ・ 特別障害給付金受給資格者証（特別障害給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）

(エ) 更新

更新は2年ごとで、有効期限の3か月前から申請できます。

イ 身体障害者手帳の取得

症状の進行または他の事由により身体機能の障害が現れた場合には、身体障害者手帳の交付を申請することができます。

(ア) 申請先

お住まいの市町障害福祉担当課 (P.35 参照)

(イ) 申請書類

- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 本人の写真（横 3cm 縦 4cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
- ・ 指定医師の診断書（身体障害者手帳用）

ウ 手帳所持者が利用できる各種制度など

障害のある方々を対象とした様々な制度があります。障害の種別や等級などにより受けられる制度が異なります。制度により年齢制限や所得制限、診断書による判定などの条件を設けています。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

制 度 名		対 象 者		問い合わせ先
		精 神 障 害	身 体 障 害	
医療費助成	自立支援医療費 ※詳細はP21	精神通院医療	通院による精神医療を継続的に要する症状のある方	市・町、県精神保健福祉センター、県健康福祉センター
		更生医療		身体障害者手帳所持者
	重度心身障害者医療費		①身体障害の程度が1～2級の方 ②知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3～4級の障害を重複している方	市・町
手当支給	特別児童扶養手当	右記と同程度の障害があると認められた児童(診断書で審査する場合有)	身体障害の程度が1～3級及び4級の一部の児童(診断書で審査する場合有)	市・町、県西・県東・県北・県南・安足健康福祉センター、県障害福祉課
	特別障害者手当 ※詳細はP23	右記と同程度の障害、疾病等のある方(診断書で審査する場合有)	主に身体障害の程度が1～2級の重複者又は絶対安静者(診断書で審査する場合有)	市・町、県東・県北・県南健康福祉センター
	障害児福祉手当	右記と同程度の障害、疾病等のある児童(診断書で審査する場合有)	主に身体障害の程度が1～2級の児童(診断書で審査する場合有)	市・町、県東・県北・県南健康福祉センター
	心身障害者扶養共済制度	右記と同程度の障害等のある方	身体障害の程度が1～3級	市・町、県障害福祉課
補装具費の支給			身体障害者手帳所持者	市・町
日常生活用具の給付・貸与		障害の種類、程度により用具の種目が異なります		市・町
行動範囲の拡大	公共交通機関等の運賃割引	精神障害者保健福祉手帳所持者(重度の方は介助者含む場合有) ※野岩鉄道(株)のみ	身体障害者手帳所持者(重度の方は介助者含む場合有)	市・町、駅・バス会社・航空会社等
	有料道路通行料の割引		身体障害者が自ら運転する場合又は重度の身体障害者が乗車し、介助者が運転する場合	市・町、東日本高速道路(株)関東支社(03-5828-8181)
	ハイヤー・タクシー運賃の割引・助成	市町によって取組が異なります		市・町
税金の減免		税金の種類により、対象者が異なります		税務署、県税事務所、市・町
NHK受信料の減免(①全額・②半額免除)		①精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合 ②重度の精神障害者(1級)が世帯主の場合	①身体障害者手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合 ②視覚障害者、聴覚障害者又は重度の身体障害者(1級・2級)が世帯主の場合	市・町、NHK宇都宮放送局(028-634-9168)
NTT無料番号案内(ふれあい案内)		精神障害者保健福祉手帳所持者	視覚障害(1～6級)・肢体不自由一部(1～2級)	NTT東日本ふれあい案内担当(フリーダイヤル0120-104174)
携帯電話の基本使用料等の割引		精神障害者保健福祉手帳所持者	身体障害者手帳所持者	各携帯電話会社：NTT DoCoMo ハーティ割引/au by KDDI スマイルハート割引/ソフトバンク モバイル ハートフレンド割引
県立施設使用料等の免除		精神障害者保健福祉手帳所持者(重度の方は介助者含む場合有)	身体障害者手帳所持者(重度の方は介助者含む場合有)	県障害福祉課、各県立施設
生活福祉資金の貸付		障害者のいる世帯		市・町社会福祉協議会、県社会福祉協議会【福祉資金課】(028-622-0524)
公営住宅(県営住宅等)の優先入居			身体障害者手帳所持者(1～4級)	市・町、県住宅供給公社(028-622-0461)

「平成23年度栃木県障害者福祉ガイド」(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/23guide.html>)もご利用ください。

(2) 障害者自立支援法によるサービス

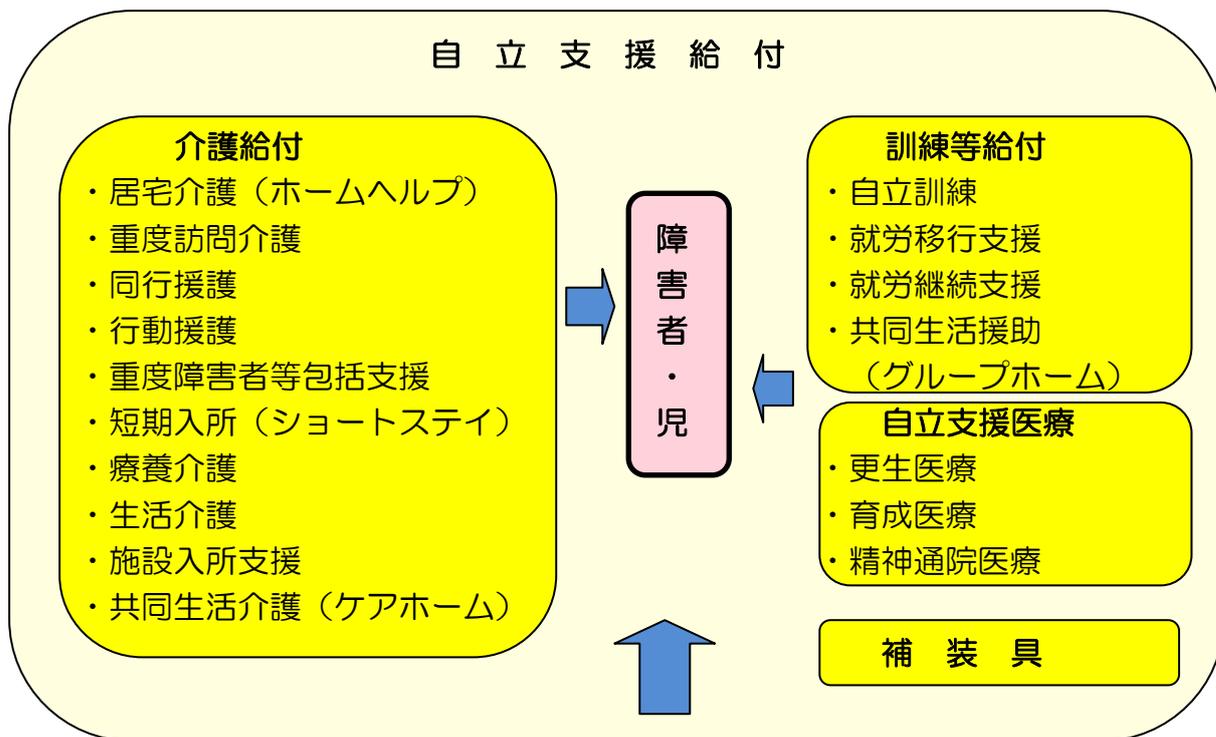
この障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練などの支援を受ける場合の訓練等給付があり、介護保険サービスを利用できない方や介護保険サービスにないサービス利用に有効です。

なお、利用するサービスによって手続き方法が異なります。

ア 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児（18歳未満）

イ サービスの種類



地域生活支援事業

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・移動支援事業
- ・その他の事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

ウ 問合せ先

お住まいの市町障害福祉担当課（P.35 参照）

エ 介護保険サービスとの関係

障害福祉サービスと同様の介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスが優先されます。

6 介護保険サービスの利用

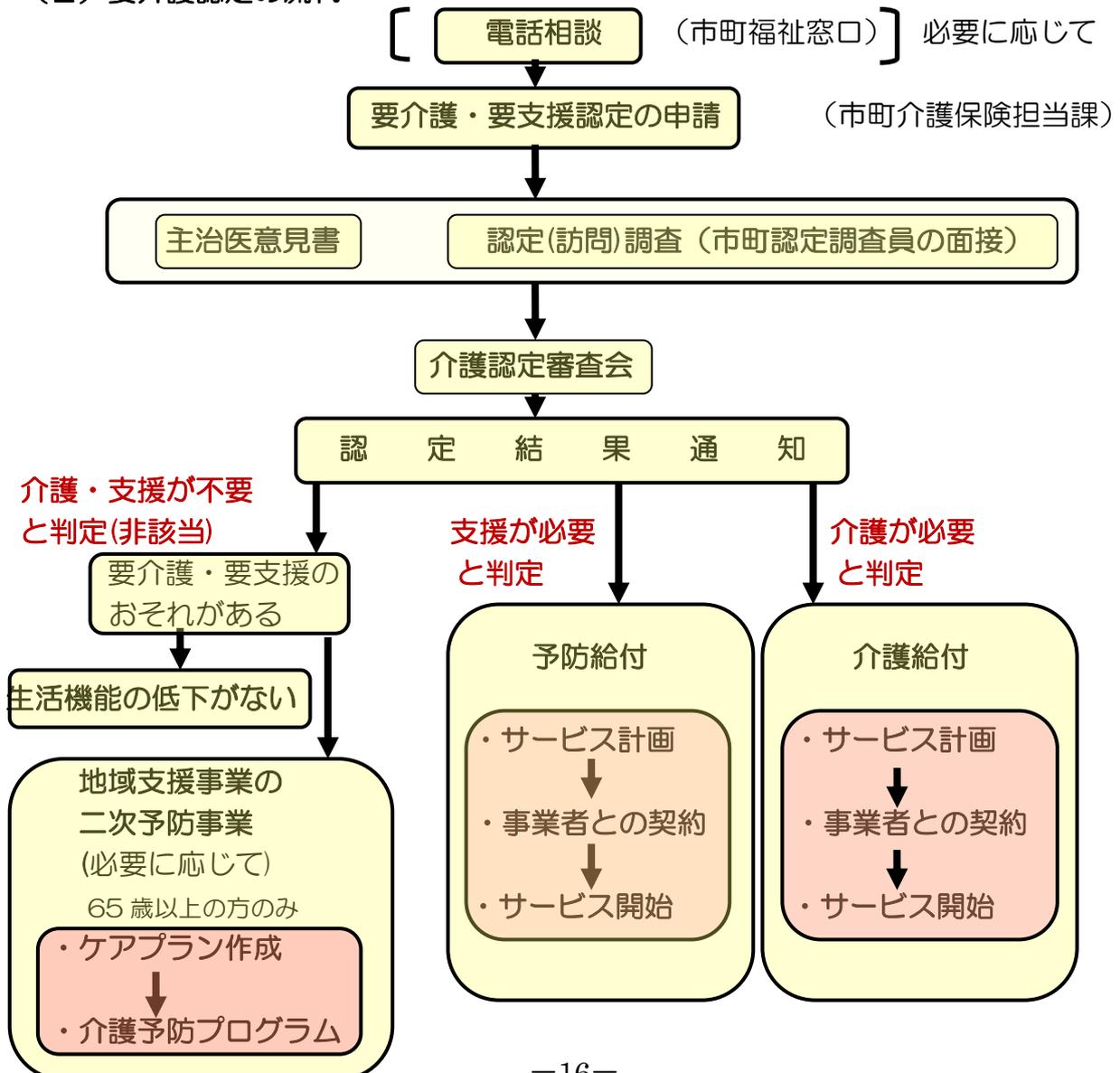
(1) 対象者

- ア 65歳以上（第1号被保険者）で、要支援・要介護状態にある方
- イ 40歳以上65歳未満（第2号被保険者）で、特定疾病が原因で、要支援・要介護状態にある方

－特定疾病－

- ・初老期における認知症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・多系統萎縮症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症
- ・早老症（ウェルナー症候群 プロジェリア症候群 コケイン症候群）
- ・脳血管疾患 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患
- ・がん(末期) ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) 要介護認定の流れ



(3) 申請手続き

ア 申請先

お住まいの市町介護保険担当課 (P.37 参照)

イ 申請書類

(ア) 要介護・要支援認定申請書

(イ) 介護保険の被保険者証

(ウ) 健康保険の被保険者証 (第2号被保険者の場合)

申請は、本人または家族のほか、成年後見人や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

～地域包括支援センター～

生活全般の様々な相談や成年後見人の手続き支援、高齢者虐待の対応など、高齢者の生活を支える総合機関です。

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが、関係機関と連携し、必要なサービスを利用できるよう支援します。

要支援1・2の方のケアプランを作成します。

～ケアマネジャー(介護支援専門員)～

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護に関する相談やケアプランの作成、サービス事業者との調整、適切な施設の紹介などの役割を担っています。

～居宅介護支援事業者～

ケアマネジャーが所属する事業所で、要介護1～5の方のケアプランを作成します。

～成年後見人～

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の財産の管理や日常生活での契約などを支援します。

家庭裁判所に申立てを行い、選任してもらいます。

ウ 認定調査

(ア) 訪問調査

市町の認定調査員などが自宅を訪問し、心身の状態を調べるために、本人と家族から聞き取りなどをします。

(イ) 主治医の意見書

主治医から、介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない場合は、市町の指定した医師の診断を受けます。

エ 審査・判定

コンピュータによる1次判定結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態区分が判定されます。

オ 認定結果通知

審査結果に基づいて、以下の区分に分けて認定されます。お手元に、認定結果通知書と被保険者証が届きます。

認定は、申請日に遡って適用されます。

- (ア) **非 該 当**：地域支援事業の**二次予防事業(65歳以上)**が利用できます。
- (イ) **要支援1・2**：介護保険の**介護予防サービス**が受けられます。
- (ウ) **要介護1～5**：介護保険の**介護サービス**が受けられます。

カ 更新

認定の有効期間は、新規の場合は3～12か月、更新は3～24か月（前回の認定結果によって異なります。）です。更新申請は、有効期限の60日前からできます。

(4) 介護予防サービスの種類

種 類	サ ー ビ ス
訪 問 型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導
通 所 型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護（デイサービス） ・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
短期入所型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ） ・介護予防短期入所療養介護（老健施設や医療機関のショートステイ）
福祉用具の 貸与、購入 住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具（車イス、特殊寝台）などの貸与 ・福祉用具（腰掛け便座、入浴用イス）の購入費 ・住宅改修費（手すり、段差解消）など
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどでの介護予防）
地域密着型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

(5) 介護予防サービスの利用（要支援1・2の方）

お近くの地域包括支援センターに相談し、介護予防ケアプランを作成（無料）してもらいます。

要介護状態区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められていて、自己負担は1割です。なお、上限額を超えた分は、全額自己負担となります。

1か月の介護予防サービスの上限額（支給限度額）

要介護状態区分	上限額（支給限度額）
要 支 援 1	49,700 円
要 支 援 2	104,000 円

※標準地域用

ア 自己負担額が高額になったら

(ア) 高額介護予防サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担(1割)が高額になった場合、1か月の個人利用者負担を合算、あるいは同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合算して、区分ごとの上限額を超えた部分について、申請に基づき超えた分が**高額介護予防サービス費**として、後から支給されます。

区分及び上限額は、高額介護サービス費と同様です。

(6) 介護サービスの種類

種 類		サ ー ビ ス
居 宅 サービス	訪 問 型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
	通 所 型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア）
	短期入所型 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護（特別養護老人ホームなどのショートステイ） ・短期入所療養介護（老健施設や医療機関のショートステイ）
	福祉用具の 貸与、購入 住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具（車イス、特殊寝台）などの貸与 ・福祉用具（腰掛け便座、入浴用イス）の購入費 ・住宅改修費（手すり、段差解消）など
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどでの介護）
施 設 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護療養型医療施設（療養病床）
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組合せ、一体的に提供するサービス）

(7) 介護サービスの利用（要介護1～5の方）

ア 在宅でサービスを利用したい方

居宅介護支援事業者などに依頼して、ケアプランを作成（無料）し、サービスを利用します。

要介護状態区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められていて、自己負担は**1割**です。なお、上限額を超えた分は、全額自己負担となります。

1か月の在宅サービスの上限額（支給限度額） ※標準地域用

要介護状態区分	上限額（支給限度額）
要介護 1	165,800 円
要介護 2	194,800 円
要介護 3	267,500 円
要介護 4	306,000 円
要介護 5	358,300 円

イ 施設に入所したい方

希望する施設に直接申し込み、契約します。

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割と居住費、食費及び日常生活費が自己負担となります。低所得者の方は、申請により居住費と食費について一定の負担限度額が適用されます。

ウ 自己負担額が高額になったら

(ア) 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担(1割)が高額になった場合、1か月の個人利用者負担を合算、あるいは同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合算して、区分ごとの上限額を超えた部分について、申請に基づき超えた分が**高額介護サービス費**として、後から支給されます。

利用者負担段階区分	上 限 額	
一般世帯	世帯	37,200 円
住民税非課税世帯	世帯	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ うち合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 800,000 円以下の人 ・ うち老齢福祉年金の受給者 	個人	15,000 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を 15,000 円にすることで生活保護の受給者とならない場合 	個人
	世帯	15,000 円

(イ) 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険両方の利用者負担額が高額になった場合、合算することができます。医療保険と介護保険のそれぞれの月額を支給限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、所得区分ごとの限度額を超えた場合は、申請により超えた分について後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の

自己負担限度額(70歳未満の場合)

所得区分	限度額
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

※介護予防サービスにも適用

7 医療費の負担軽減のための制度

(1) 自立支援医療（精神通院医療）

ア 対象者

認知症を含む精神疾患のために通院治療が必要で、県の指定を受けた医療機関に通院している方（入院医療費は、対象外）

イ 申請先

お住まいの市町障害福祉担当課、保健医療課など（P.35 参照）

ウ 申請書類

（ア）自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

（イ）医師の診断書（自立支援医療 精神通院用）

（ウ）健康保険証

（エ）世帯の所得状況が確認できるもの（市町村民税課税・非課税証明書、年金証書、生活保護受給者証明書など）

エ 更新

更新は1年ごとで、有効期限の3か月前から申請できます。

オ 自己負担額

原則、医療費の1割

（世帯の所得や疾病などに応じて、自己負担上限月額が設定されます。）

(2) 高額療養費助成制度

ア 対象者

医療保険の被保険者で、1か月の保険適用医療費の自己負担限度額が、次の限度額を超えている方

自己負担限度額（70歳未満の方）

区分	自己負担限度額（月額）	多数該当の限度額(※)
上位所得者 標準月額報酬 53万円以上 国保税の総所得金額が 600万円超	150,000円＋ (医療費－500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
低所得者 市町村民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 高額療養費の支給が、年に3回以上ある時は、4回目から軽減

イ 申請先

加入の保険者

ウ 申請書類

領収書、保険証、印鑑、通帳など（各保険者によって異なります。）

エ 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院の場合に限り、医療費の請求がされる前に、保険者から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることにより、窓口での支払を自己負担限度額までにすることができます。

(ア) 医師の診断書（自立支援医療 精神通院用）

(イ) 健康保険証

(ウ) 世帯の所得状況が確認できるもの（市町村民税課税・非課税証明書、年金証書、生活保護受給者証明書など）

オ 更新

更新は1年ごとで、有効期限の3か月前から申請できます。

カ 自己負担額

原則、医療費の1割

(3) 高額介護（予防）サービス費

前述6－（5）、（7）のとおり

(4) 高額医療・高額介護合算制度

前述6－（5）のとおり



8 所得を補助するための制度など

(1) 障害年金（基礎年金、厚生年金、共済年金）

加入している年金の加入期間中に、病気やけがによって障害年金の認定基準に該当する障害状態になった場合に支給される年金です。

障害年金には、障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金があり、初診時に加入していた年金より受給します。

なお、初診日が60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金を受給していない国内在住の方や、20歳前に初診日がある方も対象です。

ア 受給要件（以下の要件を全て満たしていること）

（ア）加入期間に3分の2以上の保険料を納付（保険料納付免除期間も含む。）

（イ）初診日から1年6か月を経過又は障害が固定しており定められた障害の状態

イ 申請先

加入している年金の申請窓口で必要書類を受け取り、申請します。

国民年金(60歳以上65歳未満、20歳前に初診日がある方)

：市町国民年金主管課（P.39参照）

厚生年金(配偶者の扶養時に初診日がある方)：年金事務所（P.39参照）

共済年金：加入の共済組合

ウ 申請書類

申請する方によって、必要な書類が異なりますので、まずは申請先にご相談ください。

(2) 特別障害者手当

ア 受給要件

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方。ただし、施設に入所している方及び継続して3ヶ月を超えて入院している方は除きます。

（ア）身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方

（イ）身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害などが重複している方

（ウ）身体又は精神に前記と同程度の障害や疾病などがある方

イ 支給制限

障害者本人又は障害者を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

ウ 申請先

お住まいの市町障害福祉担当課（P.35参照）

9 その他のサービスの利用

(1) 日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センター あすてらす）

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に応じながら、福祉サービスの利用支援を行っています。

ア 対象者

認知症者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方で、日常生活を営むうえで必要な福祉サービスの利用や金銭管理などがうまくできない方

イ 受けられるサービスの内容

(ア) 日常生活支援サービス

福祉サービスを利用するための情報提供や利用手続きなど

(イ) 金銭管理サービス

公共料金や医療費などの支払いや年金の受け取りなど、日常的な金銭管理

(ウ) 書類など預かりサービス

預金通帳や保険証書、実印などの保管

ウ 相談先及び利用手続き

(ア) まずは、お住まいの市町社会福祉協議会（P.41 参照）にご連絡ください。専門知識を持った担当職員が自宅などを訪問し、相談をお受けします。

(イ) 支援計画作成

希望をお聞きしながら、契約内容と支援のしかたを提案します。

(ウ) 契約の締結、サービスの開始

利用者と社会福祉協議会が契約を結び、支援計画にそって生活支援員がサービスを提供します。

エ 利用料金

(ア) 生活支援サービス、金銭管理サービス

1回あたり（約1時間） 1,000円

(イ) 書類など預かりサービス

月額 500円

※ 相談や支援計画作成にかかる費用は無料です。また、生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

(2) 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方は、財産の管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を、自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。

こうした方を被害から守り、本人の意思を尊重した支援を、後見人など（成年後見人、保佐人、補助人）が担うのが本制度です。

後見人、保佐人、補助人は、お住まいの住所地を所管する家庭裁判所が選任します。

成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない方に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する法定後見制度と、将来判断能力が低下する場合に備えて、

本人があらかじめ援助者や援助内容を公正証書で契約しておく任意後見制度とがあります。

ア 内容

(ア) 身上監護

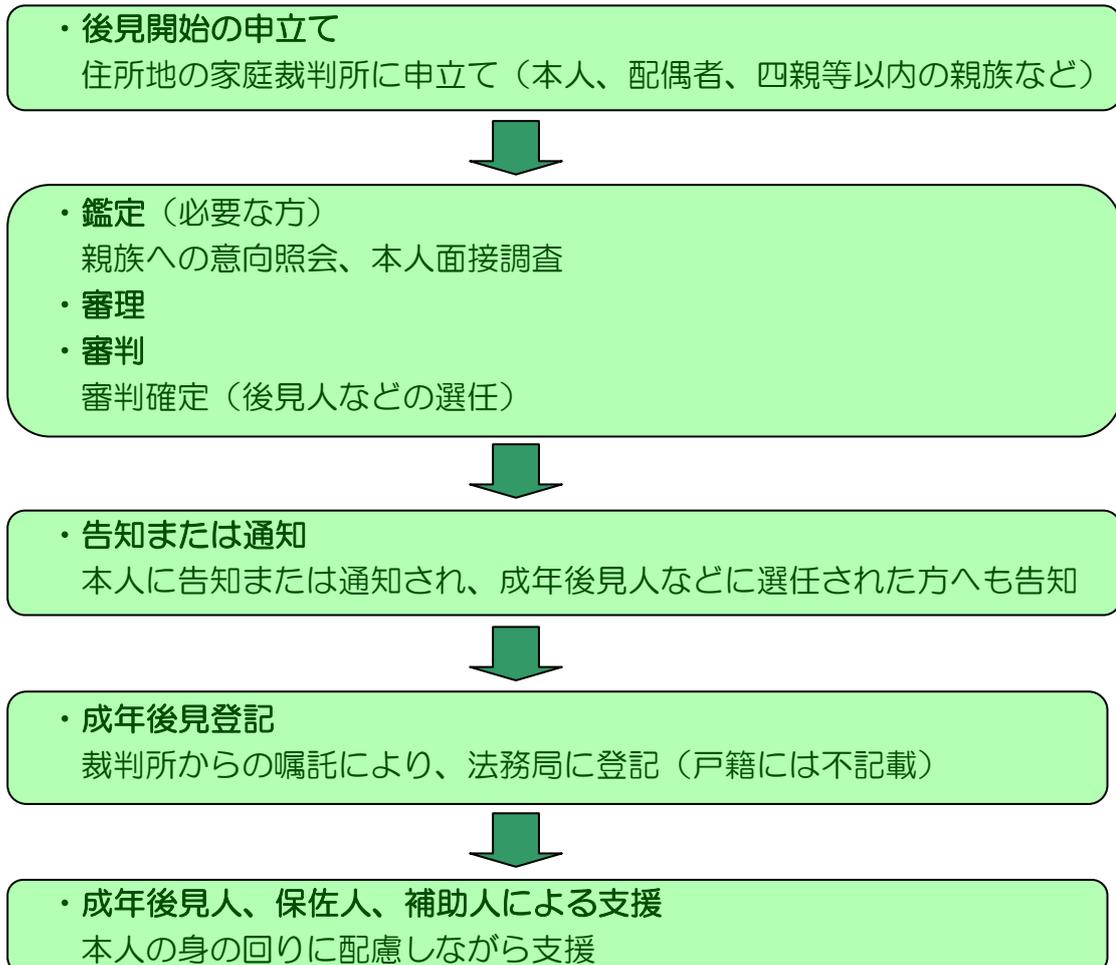
本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結びます。

(イ) 財産管理

本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行います。

類 型		本 人 の 判 断 能 力	援 助 者
法定後見	後 見	判断能力が欠けているのが通常（例：日常の買い物は1人では難しい。）	成年後見人
	保 佐	著しく不十分（例：日常の買い物は1人でできるが、重要な財産の管理はできない。）	保佐人
	補 助	不十分（例：重要な財産管理などを1人ですることが不安）	補助人
任意後見		判断能力が不十分になる前に、自分の権利を守ってくれたり、財産を管理してくれたりする援助者や支援内容を決めて契約しておく。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時点から、契約の効力が生じる。	

イ 手続き



ウ 相談機関

名 称	住 所 な ど	電話番号
(公社)成年後見センターリーガルサポートとちぎ支部(栃木県司法書士会)	宇都宮市幸町 1-4	028-632-9420
成年後見センターばあとなあ・とちぎ(栃木県社会福祉士会)	宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)	028-623-0810
高齢者等援護センター(栃木県弁護士会)	宇都宮市小幡 2-7-13	028-622-2008
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内)	028-621-1234

エ 申立て手続きに関する問合せ先

名 称	住 所 な ど	電話番号
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市小幡 1-1-38	028-333-0048
// 真岡支部	真岡市荒町 5117-2	0285-82-2076
// 大田原支部	大田原市中央 2-3-25	0287-22-2112
// 栃木支部	栃木市旭町 16-31	0282-23-0568
// 足利支部	足利市丸山町 621	0284-41-3168
家事手続情報サービス	音声またはファックスサービス	0570-031840

(3) 奨学金制度

勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生や大学生などに対する修学資金の貸付制度です。主なものを紹介しますが、その他たくさんの奨学金制度があり、内容や要件などが異なりますので、以下の各機関や学校の奨学金担当の方などにご相談ください。

ア 栃木県育英会事務局 電話番号 028-623-3459

対象：高校生、大学生など

イ 栃木県教育委員会事務局 総務課 電話番号 028-623-3355

対象：高校生

ウ 栃木県教育委員会事務局 学校教育課 電話番号 028-623-3389

対象：定時制・通信制課程の高校生

エ 日本学生支援機構 問合せ先 在籍する学校の奨学金窓口

対象：大学生、短大生、高等専門学校生、専修学校生、大学院生

オ あしなが育英会 電話番号 03-3221-0888

対象：高校生、大学生、短大生、高等専門学校生、専修学校生、大学院生

10 車の運転について

(1) 認知症ドライバー運転の危険性

運転には、対向車の位置や速度、信号、道路標識などの複数の情報を瞬時的確に状況判断する認知機能が必要です。認知機能が低下すると、信号や道路標識の意味が理解できず、信号を無視したり高速道路を逆走したりするなど、取り返しのつかない大事故を引き起こす可能性があります。

多重衝突死亡事故において、運転していた認知症ドライバーが自動車運転過失致死傷の疑いで書類送検され、また、認知症と知りながら同乗していた家族が重過失致死傷で書類送検された実例もあります。

(2) 講習予備検査（認知機能検査）

更新期間が満了する日の年齢が70歳以上のドライバーは、免許証の更新時に高齢者講習を受ける必要があります。

更に、平成21年6月1日からは道路交通法の改正により、75歳以上のドライバーは、高齢者講習の前に記憶力や判断力を判定する講習予備検査(認知機能検査)を受けなければならなくなりました。

講習予備検査と高齢者講習は、更新期間満了日の6か月前から受けることができます。

(3) 運転免許

道路交通法では、運転者が認知症であると判明した場合、公安委員会が「**運転免許を取り消す**」または「**免許の効力を停止する**」ことができると定めています。

若年性認知症の方は、身体機能が保たれているため運転への思いが強く、運転を止めさせることに家族はたいへんな苦勞をしています。

認知症の方は、家族などの身近な方には抵抗するものの、第三者の意見を受け入れる傾向がありますので、認知症の方を運転事故の危険から守るためにも、かかりつけ医や運転免許センター・警察署などに相談するとよいでしょう。

なお、運転免許を自主的に返納する制度があります。

ア 自主返納の申請先

運転免許センターまたはお近くの警察署（P.42 参照）

（本県では、運転免許センター及び全警察署に**適性相談窓口**を設置しています。）

イ 運転経歴証明書

運転免許を返納した方には、運転免許証と同様の身分証としての効力を持つ運転経歴証明書が申請することにより交付されます。

道路交通法及び犯罪収益移転防止法施行規則の改正により、平成24年4月1日から、住所変更の届出や紛失した際の再交付ができるようになり、また、番号を付けて公安委員会が管理することで、本人確認の証明書として永久的に使えるようになりました。

11 相談窓口一覧

(1) 認知症に関する相談

ア 県の機関

名 称	電 話 番 号	備 考
高齢対策課	028-623-3048	
県西健康福祉センター	0289-64-3125	
県東健康福祉センター	0285-82-3321	
県南健康福祉センター	0285-22-0302	
県北健康福祉センター	0287-22-2257	
安足健康福祉センター	0284-41-5900	
認知症の家族のための 電話相談	028-627-1122	火・水・木 13:30~16:00

イ 国の機関など

名 称	電 話 番 号	備 考
全国若年性認知症 コールセンター	0800-100-2707 フリーコール(無料)	若年性認知症全般 月~土 10:00~15:00 年末年始、祝日を除く。

ウ 市町の機関など

(ア) 高齢者福祉担当部署

名 称	電 話 番 号	備 考
宇都宮市 高齢福祉課	028-632-2903	
足利市 いきいき長寿課	0284-20-2135	
栃木市 高齢福祉課	0282-21-2521	
// 大平総合支所 健康福祉課	0282-45-1788	
// 藤岡総合支所 健康福祉課	0282-62-0904	
// 都賀総合支所 健康福祉課	0282-29-1103	
// 西方総合支所 健康福祉課	0282-92-0310	
佐野市 いきいき高齢課	0283-20-3021	
鹿沼市 高齢福祉課	0289-63-2288	
日光市 高齢福祉課	0288-21-5100	
小山市 高齢生きがい課	0285-22-9549	
真岡市 福祉課	0285-83-8132	
大田原市 高齢いきがい課	0287-23-8757	
矢板市 福祉高齢課	0287-43-3896	
那須塩原市 高齢福祉課	0287-62-7137	
さくら市 保険高齢対策課	028-681-1116	

名 称	電 話 番 号	備 考
那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	
下野市 高齢福祉課	0285-52-1115	
上三川町 保険課	0285-56-9129	
益子町 健康福祉課	0285-72-8866	
茂木町 保健福祉課	0285-63-5603	
市貝町 健康福祉課	0285-68-1113	
芳賀町 健康福祉課	028-677-6015	
壬生町 健康福祉課	0282-81-1830	
野木町 健康福祉課	0280-57-4173	
岩舟町 健康福祉課	0282-55-7759	
塩谷町 保健福祉課	0287-45-1119	
高根沢町 健康福祉課	028-675-8105	
那須町 保健福祉課	0287-72-6917	
那珂川町 健康福祉課	0287-92-1119	

(イ) 地域包括支援センター（上段は電話、下段はFAX）

名 称	電 話・FAX 番 号	担当地区
宇都宮市 地域包括支援センター御本丸	028-651-4777 028-637-3800	中央、築瀬、城東
// 地域包括支援センターようなん	028-658-2125 028-658-2123	陽南、宮の原、西原
// 地域包括支援センターきよすみ	028-622-2243 028-622-2247	昭和、戸祭
// 地域包括支援センター今泉・陽北	028-616-1780 028-616-1781	今泉、錦、東
// 地域包括支援センターさくら西	028-610-7370 028-639-0189	西、桜
// 鬼怒地域包括支援センター	028-683-2230 028-683-2231	御幸、御幸ヶ原、平石
// 地域包括支援センター清原	028-667-8222 028-667-8236	清原
// 地域包括支援センター瑞穂野	028-656-9677 028-656-5925	瑞穂野
// 地域包括支援センター峰・泉が丘	028-613-5500 028-613-5501	峰、泉が丘
// 地域包括支援センター石井・陽東	028-660-1414 028-683-3315	石井、陽東
// よこかわ地域包括支援センター	028-657-7234 028-657-7235	横川

名 称	電 話・FAX 番 号	担当地区
宇都宮市 地域包括支援センター雀宮	028-655-7080 028-688-3041	雀宮（東部）
// 地域包括支援センター雀宮・五代若松原	028-688-3371 028-688-3372	雀宮（西部）、五代若松原
// 緑ヶ丘・陽光地域包括支援センター	028-684-3328 028-684-3329	緑が丘、陽光
// 地域包括支援センター砥上	028-647-3294 028-648-2788	姿川（北部）、富士見、明保
// 姿川南部地域包括支援センター	028-654-2281 028-655-3577	姿川（南部）
// くにもと地域包括支援センター	028-666-2211 028-665-5635	国本
// 地域包括支援センター細谷・宝木	028-902-4170 028-600-4886	細谷、宝木
// 富屋・篠井地域包括支援センター	028-665-7772 028-665-6510	富屋、篠井
// 城山地域包括支援センター	028-652-8124 028-652-6561	城山
// 地域包括支援センター豊郷	028-616-1237 028-616-7016	豊郷
// 地域包括支援センターかわち	028-673-8941 028-673-8977	古里中学校区
// 田原地域包括支援センター	028-672-4811 028-672-4812	田原中学校区
// 地域包括支援センター奈坪	028-671-2202 028-673-7855	河内中学校区
// 上河内地域包括支援センター	028-674-7222 028-674-7090	上河内
足利市 地域包括支援センター たんぼぼ	0284-22-0544 0284-21-1457	中央第一、中央第二
// 地域包括支援センター 清明苑	0284-41-1281 0284-41-1283	中央第三、北
// 地域包括支援センター湯の里長寿苑	0284-90-2117 0284-91-3776	毛野、富田
// 地域包括支援センター山辺・矢場川	0284-71-8484 0284-71-8321	山辺

名 称	電 話・FAX 番 号	担当地区
足利市 地域包括支援センタープロムナードひこや	0284-65-4080 0284-64-1012	西、坂西
// 義明苑地域包括支援センター	0284-73-2413 0284-73-2666	協和、愛宕台
栃木市 栃木地域包括支援センター	0282-21-2538 0282-21-2505	栃木地域栃木東地区
// 吹上地域包括支援センター	0282-31-1002 0282-31-1002	栃木地域吹上、皆川、 寺尾地区
// 国府地域包括支援センター	0282-27-3855 0282-27-3855	栃木地域大宮、国府地 区
// 大平地域包括支援センター	0282-43-1550 0282-43-1590	大平地域全区
// 藤岡地域包括支援センター	0282-62-0911 0282-61-1090	藤岡地域全区
// 都賀地域包括支援センター	0282-28-0772 0282-28-0774	都賀地域全区
// 西方地域包括支援センター	0282-92-0032 0282-91-1121	西方地域全区
佐野市 地域包括支援センターさの社協	0283-22-8129 0283-22-8149	佐野・堀米、旗川・吾 妻
// 地域包括支援センター佐野市医師会	0283-20-2011 0283-20-2378	植野・界、犬伏
// 地域包括支援センター佐野市民病院	0283-62-8281 0283-61-1076	赤見、田沼・田沼南部、栃 本・田沼北部・三好・野上、 戸奈良・新合・飛駒
// 地域包括支援センターくずう	0283-84-3111 0283-86-2941	葛生、常磐・氷室
鹿沼市 鹿沼市地域包括支援センター	0289-63-2175 0289-63-2284	鹿沼市全域
// 鹿沼東地域包括支援センター	0289-63-6559 0289-60-5155	北犬飼、東部台、鹿沼 東部
// 鹿沼北地域包括支援センター	0289-62-9688 0289-62-9688	板荷、菊沢、鹿沼北部
// 鹿沼中央地域包括支援センター	0289-64-7236 0289-64-2532	鹿沼中央、東大芦、西 大芦、加蘇
// 鹿沼南地域包括支援センター	0289-60-2000 0289-63-4141	北押原、南押原
// 鹿沼西地域包括支援センター	0289-85-1061 0289-85-1062	南摩、栗野、清洲、粕 尾、永野

名 称	電 話 ・ FAX 番 号	担当地区
日光市 日光市地域包括支援センター	0288-21-2137 0288-21-5533	日光市内全域
小山市 地域包括支援センター小山	0285-30-2571 0285-30-2572	小山
// 地域包括支援センター大谷	0285-30-2421 0285-30-2422	大谷
// 地域包括支援センター間々田	0285-41-2071 0285-41-2072	間々田、生井、寒川
// 地域包括支援センター美田	0285-32-1881 0285-32-1882	豊田、中、穂積
// 地域包括支援センター桑絹	0285-30-0921 0285-30-0922	桑、絹
真岡市 真岡市地域包括支援センター	0285-83-6335 0285-83-6335	真岡市内全域
大田原市 西部地域包括支援センター	0287-20-2710 0287-20-2720	西原、親園、野崎、佐久山
// 中央地域包括支援センター	0287-20-1001 0287-20-1002	大田原、紫塚、金田北、金田南
// 東部地域包括支援センター	0287-53-1880 0287-53-1881	湯津上、黒羽
矢板市 矢板市地域包括支援センター	0287-43-4611 0287-43-6661	矢板市内全域
那須塩原市 地域包括支援センター寿山荘	0287-62-9655 0287-64-1881	黒磯、厚崎
// 地域包括支援センター秋桜の家	0287-65-2972 0287-65-2982	東那須野
// 地域包括支援センターあぐり	0287-73-2550 0287-73-2360	豊浦
// 稲村いたむろ地域包括支援センター	0287-60-3361 0287-60-3362	稲村、高林
// 地域包括支援センターさちの森	0287-60-1331 0287-64-4300	鍋掛
// 地域包括支援センターとちのみ	0287-37-1683 0287-37-7688	西那須野東部
// 西那須野西部地域包括支援センター	0287-37-8183 0287-37-3512	西那須野西部
// しおばら地域包括支援センター	0287-35-3745 0287-35-3747	塩原

名 称	電 話 ・ FAX 番 号	担当地区
さくら市 地域包括支援センターエリム	028-681-1213 028-681-1215	氏家中央部、氏家東部
// 地域包括支援センター而今	028-685-3294 028-685-3370	喜連川、鷲宿、河戸、 穂積、金鹿、氏家西部
那須烏山市 那須烏山市地域包括支援センター	0287-88-7115 0287-88-6069	那須烏山市全域
下野市 地域包括支援センターいしばし	0285-51-0633 0285-53-0133	石橋
// 地域包括支援センターこくぶんじ	0285-43-1229 0285-40-0158	国分寺
// 地域包括支援センターみなみかわち	0285-47-2771 0285-47-0030	南河内
上三川町 上三川町地域包括支援センター	0285-56-5513 0285-56-6381	上三川町内全域
益子町 益子町地域包括支援センター	0285-70-2550 0285-70-1141	益子町内全域
茂木町 茂木町地域包括支援センター	0285-63-5651 0285-63-0965	茂木町内全域
市貝町 市貝町地域包括支援センター	0285-68-1132 0285-68-4671	市貝町内全域
芳賀町 芳賀町地域包括支援センター	028-677-6015 028-677-2716	芳賀町内全域
壬生町 壬生北地区地域包括支援センター	0282-86-3579 0282-86-6322	南犬飼中学校区
// 壬生南地区地域包括支援センター	0282-82-2119 0282-81-1155	壬生中学校区
野木町 野木町地域包括支援センター	0280-57-2400 0280-57-1117	野木町内全域
岩舟町 岩舟町地域包括支援センター	0282-54-3344 0282-54-3345	岩舟町内全域
塩谷町 塩谷町地域包括支援センター	0287-45-1119 0287-41-1014	塩谷町内全域
高根沢町 高根沢西地域包括支援センター	028-680-3503 028-680-3558	高根沢町内全域
那須町 那須町地域包括支援センター	0287-71-1138 0287-72-0416	那須町内全域
那珂川町 那珂川町地域包括支援センター	0287-96-2161 0287-96-7910	那珂川町内全域

工 認知症疾患医療センター

名 称	電 話 番 号	備 考
獨協医科大学病院	0282-87-2251	壬生町北小林
烏山台病院	0287-82-0051	那須烏山市滝田
足利富士見台病院	0284-62-7775	足利市大前町

(2) 就労に関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
栃木障害者職業センター	028-637-3216	
宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	028-678-3256	宇都宮市
県西圏域障害者就業・生活支援センター「フィールド」	0289-60-2588	鹿沼市、日光市
県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」	0285-85-8451	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南圏域障害者就業・生活支援センター「めーぷる」	0282-86-8917	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町、岩舟町
県北圏域障害者就業・生活支援センター「ふれあい」	028-681-6633	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛圏域障害者就業・生活支援センター	0284-44-2268	足利市、佐野市
ハローワーク宇都宮	028-638-0369	宇都宮市、上三川町、高根沢町
ハローワーク那須烏山	0287-82-2213	那須烏山市、那珂川町
ハローワーク鹿沼	0289-62-5125	鹿沼市
ハローワーク栃木	0282-22-4135	栃木市、壬生町、岩舟町
ハローワーク佐野	0283-22-6260	佐野市
ハローワーク足利	0284-41-3178	足利市
ハローワーク真岡	0285-82-8655	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
ハローワーク矢板	0287-43-0121	矢板市、さくら市、塩谷町
ハローワーク大田原	0287-22-2268	大田原市、那須塩原市（うち旧西那須野町、旧塩原町）

名 称	電 話 番 号	備 考
ハローワーク小山	0285-22-1524	小山市、下野市、野木町
ハローワーク日光	0288-22-0353	日光市
ハローワーク黒磯	0287-62-0144	那須塩原市（うち旧黒磯市）、那須町

(3) 障害に関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
栃木県 障害福祉課	028-623-3490	
宇都宮市 障がい福祉課	028-632-2354	
足利市 社会福祉課	0284-20-2134	
栃木市 社会福祉課	0282-21-2424	
佐野市 障がい福祉課	0283-20-3025	
鹿沼市 障害福祉課	0289-63-2176	
日光市 生活福祉課	0288-21-5174	
小山市 福祉課	0285-22-9624	
真岡市 福祉課	0285-83-8129	
大田原市 福祉課	0287-23-8921	
矢板市 福祉高齢課	0287-43-1116	
那須塩原市 社会福祉課	0287-62-7026	
さくら市 市民福祉課	028-681-1115	
那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	
下野市 社会福祉課	0285-52-1112	
上三川町 福祉課	0285-56-9128	
益子町 健康福祉課	0285-72-8866	
茂木町 保健福祉課	0285-63-5631	
市貝町 健康福祉課	0285-68-1113	
芳賀町 健康福祉課	028-677-1112	
壬生町 健康福祉課	0282-81-1829	
野木町 健康福祉課	0280-57-4172	
岩舟町 健康福祉課	0282-55-7759	
塩谷町 保健福祉課	0287-45-1119	
高根沢町 健康福祉課	028-675-8105	
那須町 保健福祉課	0287-72-6917	
那珂川町 健康福祉課	0287-92-1119	

(4) 高次脳機能障害支援拠点機関

名 称	電 話 番 号	備 考
とちぎリハビリテーションセンター	028-623-6114	

(5) 相談支援事業者

名 称	電 話 番 号	備 考
宇都宮市 宇都宮市障がい者生活支援センター	028-636-1536	
// 障がい者生活支援センターこぶし	028-613-5703	
// 林-トヨタ-とみや生活支援センター	028-665-8230	
// 宇都宮市泉が丘ふれあいプラザ	028-661-9055	
// うつのみや	028-632-6074	
// サポートみゆき	028-661-5116	
// 宇都宮市子ども発達センター	028-647-4724	
足利市 足利障害者相談支援センター	0284-44-0307	
栃木市 栃木市福祉課	0282-21-2548	
// 指定相談支援事業所おおひら	0282-43-0294	
// 指定相談支援事業所すぎのこ	0282-54-3877	
佐野市 障がい者相談支援センターみどり	0283-24-5759	
// 相談支援事業所さの	0283-21-6811	
鹿沼市 障害者相談支援センターブラウ	0289-65-0474	
// 障害者相談支援センターせいわ	0289-62-2261	
日光市 日光市障がい者相談支援センター	0288-22-8522	
小山市 小山地区障がい者相談支援センター	0285-23-5050	
真岡市 芳賀地区障害児者相談支援センター	0285-80-7765	
大田原市 那須地区障害者相談支援センター	0287-20-6751	
// 地域生活支援センターゆずり葉	0287-63-7777	
矢板市 矢板市障害児者相談支援センター	0287-40-0886	
那須塩原市 那須地区障害者相談支援センター	0287-20-6751	
// 地域生活支援センターゆずり葉	0287-63-7777	
// 栃木県北地区手話通訳派遣協会	0287-73-4422	
さくら市 障がい者支援センターふれあい	028-681-6666	
// 障害者相談支援センター桜花	028-681-6720	
那須烏山市 南那須地区障害者相談支援センター	0287-80-1020	
下野市 下野市相談支援センター	0285-51-2771	
上三川町 上三川障がい児者生活相談支援センター	0285-38-6821	

名 称	電 話 番 号	備 考
茂木町 芳賀地区障害児者相談支援センター	0285-80-7765	
市貝町 芳賀地区障害児者相談支援センター	0285-80-7765	
益子町 芳賀地区障害児者相談支援センター	0285-80-7765	
芳賀町 芳賀地区障害児者相談支援センター	0285-80-7765	
壬生町 指定障害者相談支援事業所あるしえん	0282-86-8917	
野木町 ライフサポートセンターゆめ	0280-33-3624	
// みらい	0280-57-2673	
岩舟町 岩舟町地域包括支援センター	0282-54-3344	
// 指定障害者相談支援事業所すぎのこ	0282-54-3131	
塩谷町 塩谷町障害者相談支援センターライキ園	0287-45-2940	
高根沢町 高根沢町障害児者生活支援センターすまいる	028-675-2163	
那須町 那須地区障害者相談支援センター	0287-20-6751	
// 地域生活支援センターゆずり葉	0287-63-7777	
那珂川町 南那須地区障害者相談支援センター	0287-80-1020	

(6) 介護保険や介護サービスに関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
栃木県 高齢対策課	028-623-3037	
宇都宮市 高齢福祉課	028-632-8989	
足利市 介護保険課	0284-20-2136	
栃木市 介護保険課	0282-21-2531	
佐野市 介護保険課	0283-20-3022	
鹿沼市 介護保険課	0289-63-2283	
日光市 介護保険課	0288-21-5124	
小山市 高齢生きがい課	0285-22-9539	
真岡市 介護保険課	0285-83-8094	
大田原市 高齢いきがい課	0287-23-8678	
矢板市 福祉高齢課	0287-43-3896	
那須塩原市 高齢福祉課	0287-62-7113	
さくら市 保険高齢対策課	028-681-1116	
那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	
下野市 高齢福祉課	0285-52-1115	
上三川町 保険課	0285-56-9102	
益子町 健康福祉課	0285-72-8867	
茂木町 保健福祉課	0285-63-5603	

名 称	電 話 番 号	備 考
市貝町 健康福祉課	0285-68-1113	
芳賀町 健康福祉課	028-677-6015	
壬生町 健康福祉課	0282-81-1876	
野木町 健康福祉課	0280-57-4173	
岩舟町 健康福祉課	0282-55-7759	
塩谷町 保健福祉課	0287-45-1119	
高根沢町 健康福祉課	028-675-8105	
那須町 保健福祉課	0287-72-6910	
那珂川町 健康福祉課	0287-92-1119	

(7) 保健に関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
宇都宮市 保健所	028-626-1114	
足利市 保健センター	0284-40-3115	
栃木市 保健福祉部健康増進課	0282-25-3511	
// 大平総合支所健康福祉課	0282-45-1788	
// 藤岡総合支所健康福祉課	0282-62-0904	
// 都賀総合支所健康福祉課	0282-29-1103	
// 西方総合支所健康福祉課	0282-92-0311	
佐野市 健康増進課	0283-24-5770	
鹿沼市 健康課	0289-63-8312	
日光市 健康課	0288-21-2756	
小山市 健康増進課	0285-22-9526	
真岡市 健康増進課	0285-83-8122	
大田原市 健康政策課	0287-23-7601	
矢板市 健康増進課	0287-43-1118	
那須塩原市 健康増進課	0287-63-1100	
さくら市 健康増進課	028-682-2589	
那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	
下野市 健康増進課	0285-52-1116	
上三川町 健康課	0285-56-9133	
益子町 健康福祉課	0285-70-1121	
茂木町 保健福祉課	0285-63-2555	

名 称	電 話 番 号	備 考
市貝町 健康福祉課	0285-68-1133	
芳賀町 健康福祉課	028-677-6042	
壬生町 健康福祉課	0282-81-1806	代表電話
野木町 健康福祉課	0280-57-4171	
岩舟町 健康福祉課	0282-55-7759	
塩谷町 保健福祉課	0287-45-1119	
高根沢町 健康福祉課	028-675-4559	
那須町 保健センター	0287-72-5858	
那珂川町 健康福祉課	0287-92-1188	

(8) 年金に関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
宇都宮東年金事務所	028-683-3211	
宇都宮西年金事務所	028-622-4281	
大田原年金事務所	0287-22-6311	
栃木年金事務所	0282-22-4131	
今市年金事務所	0288-22-1057	
宇都宮市 保険年金課	028-632-2327	
足利市 保険年金課	0284-20-2148	
栃木市 保険医療課	0282-21-2155	
// 大平総合支所 生活環境課	0282-43-9209	
// 藤岡総合支所 生活環境課	0282-62-0903	
// 都賀総合支所 生活環境課	0282-29-1102	
// 西方総合支所 生活環境課	0282-92-0307	
佐野市 佐野総合窓口課	0283-20-3019	
// 田沼総合窓口課	0283-61-1124	
// 葛生総合窓口課	0283-86-4713	
鹿沼市 保険年金課	0289-63-2125	
日光市 保険年金課	0288-21-5110	
小山市 国保年金課	0285-22-9416	
真岡市 国保年金課	0285-83-8593	
大田原市 国保年金課	0287-23-8792	

名 称	電 話 番 号	備 考
矢板市 市民課	0287-43-1117	
那須塩原市 保険年金課	0287-62-7130	
さくら市 保険高齢対策課	028-681-1116	
那須烏山市 市民課	0287-88-7111	
下野市 市民課	0285-40-5556	
上三川町 保険課	0285-56-9129	
益子町 住民課	0285-72-8848	
茂木町 住民課	0285-63-5629	
市貝町 町民くらし課	0285-68-1133	
芳賀町 住民課	028-677-6038	
壬生町 保険環境課	0282-81-1827	
野木町 住民課	0280-57-4140	
岩舟町 住民生活課	0282-55-7754	
塩谷町 住民課	0287-45-1118	
高根沢町 住民課	028-675-8100	
那須町 住民生活課	0287-72-6908	
那珂川町 住民生活課	0287-92-1112	

(9) 社会福祉協議会

名 称	電 話 番 号	備 考
栃木県社会福祉協議会	028-622-0524	
宇都宮市社会福祉協議会	028-636-1215	
足利市社会福祉協議会	0284-44-0322	
栃木市社会福祉協議会	0282-22-4457	
佐野市社会福祉協議会	0283-22-8100	
鹿沼市社会福祉協議会	0289-65-5191	
日光市社会福祉協議会	0288-21-2759	
小山市社会福祉協議会	0285-22-9501	
真岡市社会福祉協議会	0285-82-8844	
大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130	
矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000	
那須塩原市社会福祉協議会	0287-37-5122	
さくら市社会福祉協議会	028-686-2670	
那須烏山市社会福祉協議会	0287-88-7881	
下野市社会福祉協議会	0285-43-1236	
上三川町社会福祉協議会	0285-56-3166	
益子町社会福祉協議会	0285-70-1117	
茂木町社会福祉協議会	0285-63-4969	
市貝町社会福祉協議会	0285-68-3151	
芳賀町社会福祉協議会	028-677-4711	
壬生町社会福祉協議会	0282-82-7899	
野木町社会福祉協議会	0280-57-3100	
岩舟町社会福祉協議会	0282-55-2438	
塩谷町社会福祉協議会	0287-45-0133	
高根沢町社会福祉協議会	028-675-4777	
那須町社会福祉協議会	0287-72-5133	
那珂川町社会福祉協議会	0287-92-2226	

(10) 運転免許に関する相談

名 称	電 話 番 号	備 考
運転免許110番	0289-76-1100	24時間対応
栃木県運転免許センター	0289-76-0110	運転適性相談窓口
宇都宮中央警察署	028-623-0110	//
宇都宮東警察署	028-662-0110	//
宇都宮南警察署	028-653-0110	//
小山警察署	0285-25-0110	//
足利警察署	0284-43-0110	//
栃木警察署	0282-25-0110	//
那須塩原警察署	0287-67-0110	//
佐野警察署	0283-24-0110	//
鹿沼警察署	0289-62-0110	//
真岡警察署	0285-84-0110	//
下野警察署	0285-52-0110	//
大田原警察署	0287-24-0110	//
今市警察署	0288-23-0110	//
さくら警察署	028-682-0110	//
矢板警察署	0287-43-0110	//
日光警察署	0288-53-0110	//
那須烏山警察署	0287-82-0110	//
茂木警察署	0285-63-0110	//
那珂川警察署	0287-92-0110	//

(11) もの忘れ専門外来医療機関 (「とちぎ医療情報ネット」から)

名 称	電 話 番 号	備 考
新井クリニック	028-601-8005	宇都宮市石井町
国立病院機構 宇都宮病院	028-673-2111	// 下岡本町
五味渚医院	028-633-3721	// 大通り
さくらがおかクリニック	028-622-0476	// 桜
滝澤病院	028-633-1200	// 花房本町
青木病院	0284-41-2213	足利市本城
足利赤十字病院	0284-21-0121	// 五十部町
足利中央病院	0284-72-8401	// 渋垂町
足利富士見台病院	0284-62-2448	// 大前町
うるしばら内科皮膚科クリニック	0284-73-1212	// 堀込町
中谷医院	0284-41-3591	// 通
はじか外科内科	0284-64-8437	// 葉鹿町
木村内科医院	0288-22-7880	日光市瀬尾
近藤クリニック	0285-23-2825	小山市天神町
芳賀赤十字病院	0285-82-2195	真岡市台町
真岡中央クリニック	0285-82-2245	// 上高間木
国際医療福祉大学病院	0287-37-2221	那須塩原市井口
氏家病院	028-682-2911	さくら市向河原
小林医院	028-686-2061	// 喜連川
烏山台病院	0287-82-2739	那須烏山市滝田
自治医科大学附属病院	0285-44-2111	下野市薬師寺
やまだ脳神経外科クリニック	0285-55-1340	上三川町西汗
獨協医科大学病院	0282-86-1111	壬生町北小林
中津川循環器科内科クリニック	028-675-7521	高根沢町宝積寺

「とちぎ医療情報ネット」(<http://www.gg.pref.tochigi.lg.jp/>)は、県民が病院や診療所、歯科診療所、薬局などを選択するために必要な情報を提供するシステムです。

内容に一部変更がある場合もありますので、必ず各医療機関へ確認してください。

 第27回全国健康福祉祭とちぎ大会

ねんりんピック栃木 2014

咲かせよう! 長寿の花を 栃木路で

平成26年10月4日(土)~7日(火)



〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県保健福祉部高齢対策課

・生きがいづくり担当 TEL 028-623-3048

・介護保険班(市町村支援) TEL 028-623-3037

// (事業所指導) TEL 028-623-3149

F A X 028-623-3058

ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

(このハンドブックも掲載しています。)

E-mail kaigo@pref.tochigi.lg.jp